

神戸市からのお知らせ

介護サービス利用の皆様へのお願い

介護サービス事業者等は、サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるように、ケア技術の向上など、質の高いサービスの提供に努めることになっています。

一方で、近年、介護現場において、サービス従事者に対する、利用者やご家族等からのハラスメントが問題になっています。

ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供が出来なくなる場合もあります。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、その恐れのある行為

[例]

- たたく、ける、手をひっかく・つねる
- 物を投げる、つばを吐く ○ 服をひきちぎる

精神的暴力

個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける行為

[例]

- 大声を発する、威圧的な態度で接する
- 理不尽なサービスを要求する
- 気に入っている職員以外に批判的な言動をする

セクシャル ハラスメント

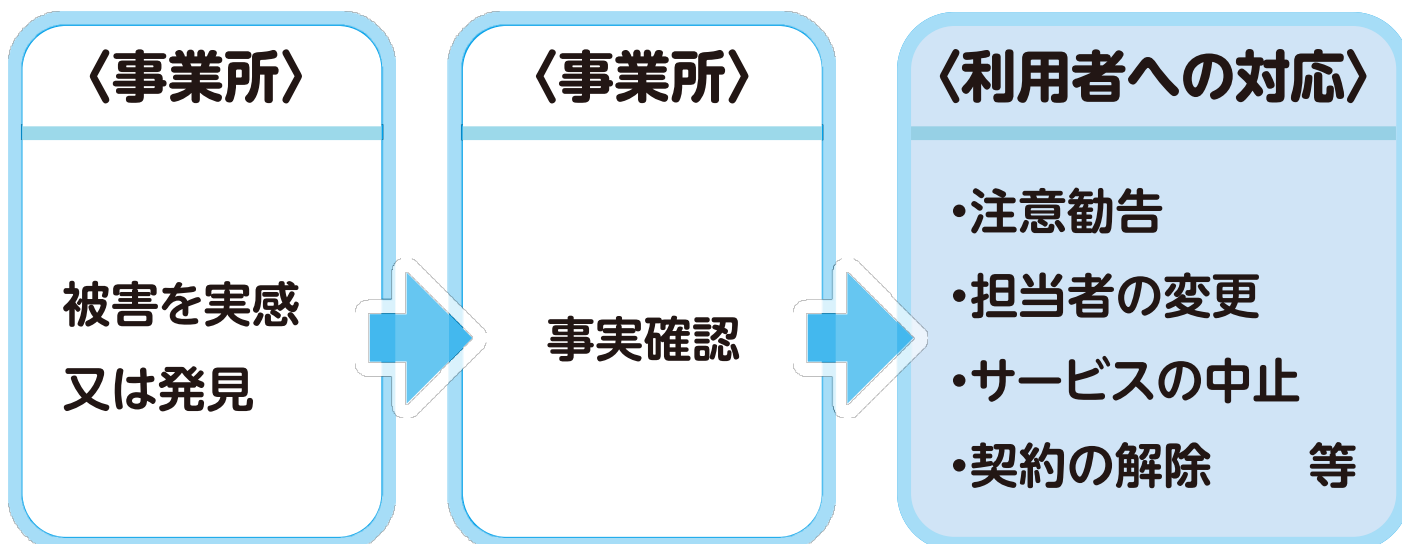
性的な嫌がらせ行為

[例]

- 必要もなく身体を触る
- ひわいな言動を繰り返す
- ヌード写真を見せる

※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動は除く。
(「介護現場におけるハラスメント事例集」令和2年度厚労省補助事業参照)

暴力などのハラスメントが発生した場合の事業所の対応(例)



※このチラシは、兵庫県により作成された「訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル」(平成30年度兵庫県委託事業)と、厚生労働省の補助金を活用して、三菱総合研究所により作成された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(平成31年3月発行)を参考に作成しています。